

重大な自転車事故多発

マナー違反ではすまされない 多額の賠償金や実刑判決も!

自転車加害事故の高額損害賠償事故例

事故例 1 信号無視で歩行者に衝突、死亡させる。

賠償金 5,400万円



※自転車運転者は重過失致死罪の実刑判決

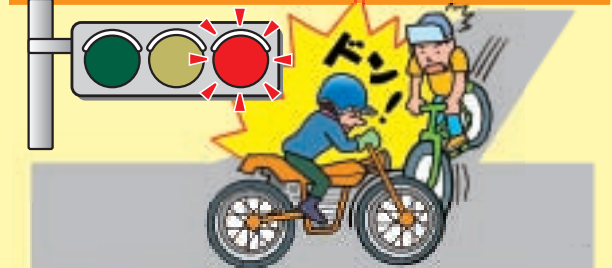
事故例 2 道路の右側を二人乗りでスピードを出しすぎて、自転車と衝突、死亡させる。

賠償金 3,400万円



事故例 3 信号無視で交差点に進入。バイクと衝突し死亡させる。

賠償金 4,000万円



※加害者の高校生は、家庭裁判所から、保護処分を受ける。

事故例 4 夜、無灯火で携帯電話を操作し、歩行者と衝突。被害者には重大な障害が残る。

賠償金 5,000万円



ルール違反は事故のもと

警視庁が行った意識調査によると「車道の右側通行」や「一時不停止」といったルール違反を「時々ある」「よくある」と回答した自転車利用者は4割以上にのぼりました。交通ルールを

守らない理由として「ルール・マナーをよく知らない」の回答が最も多い結果となりました。また、「事故にさえあわなければいい」「急いでいる」「みんなもしている」といった回答も多く、自転車運転者の危険意識の低さが信号無視やスピードの出しすぎ、前方不注意、右側通行などの危険走行による重大な事故を招いているともいえます。

自転車の交通ルール

○自転車は、車道が原則、歩道は例外
 ○車道は左側を通行
 ○歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
 ○安全ルールを守る
 ○飲酒運転・二人乗り・併進の禁止、夜間はライトを点灯
 交差点では信号を遵守し一時停止・安全確認を徹底
 ○こどもはヘルメットを着用

街頭でルール・マナー啓発活動

区では、午前8時から午後5時まで、自転車利用者の多い駅前や交通事故多発地点を中心に自転車安全利用指導員を配置し、リーフレットを配布して、安全を呼びかけるとともに、違反者への注意・指導を行っています。

自転車の保険に加入しましょう

自転車での加害事故により、万が一莫大な賠償を求められた場合に備えて保険に加入しておくことが安心です。自転車に乗る本人が運転中にけが等をした場合に保険金が支払われる「傷害保険」と、賠償を求められたときに保険金が支払われる「個人賠償責任保険」があります。自動車保険や火災保険に特約としてついている場合もあるので確認

店名	所在地	TEL
(株)シラカワ・サービス	森下1-16-11	3631-7580
信興産業	白河3-3-14	3641-6478
(有)葵ホンダ	永代2-31-9	3630-1882
自転車やりりんりん門前仲町店	冬木15-9	5639-9211
(有)タツミサイクル	辰巳1-2-9-106	3521-3006
自転車やりりんりん亀戸店	亀戸6-55-17	5836-1901
サイクルセンターニシヤマ	大島4-1-7-107	3638-1974
(有)和光輪業商会	大島5-6-12	3681-9221
サイクルショップりんりん大島	大島6-1-2-108	3638-6565
佐藤自転車店	大島8-42-10	3682-2729
玉田輪店	東砂4-22-8	3644-7737

☎(3647)4784

交通安全対策課交通係

☎(3647)4784

児童・幼児用自転車ヘルメット購入あっせん

区ではこどもの安全確保を推進するため、区内の自転車販売店に協力いただき、購入のあっせんを行っています。店舗により店頭価格からの割引、ポイントの付与などの特典が受けられます。

☎(3646)4076

交通事故でお困りの時は

区では交通事故や交通問題に関して専門相談を行っています。

交通安全相談所

☎(3646)4076

今号の主な内容

[2面] 三税共同申告相談会 [3面] 中小企業融資制度4月から利率引き下げ [4面] 食品中・土壌中の放射性物質の検査結果 [5面] 区民保養施設利用案内 [7面] 江東区職員募集(看護師)、都営住宅の入居者募集